

東京大学未来ビジョン研究センター 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

東京大学未来ビジョン研究センターAlliance for Global Sustainability (AGS)ユニットでは全学的にグリーントランスフォーメーション（GX）を推進するサポートをしております。東京大学のGX推進ではキャンパスGX、地域連携GX、国際連携GX等の多くの活動を様々なステークホルダーと連携して進める必要があります。GX推進の手法を開発し、種々のデータを東京大学の教員や学生と解析し、企業や国内外の大学等との連携を担当する研究員をこのたび募集します。

1. 職名及び人数：特任研究員 1名
2. 契約期間：令和4年12月1日以降のできるだけ早い日～令和5年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし更新回数は2回、在職できる期間は令和7年3月31日を限度とする。
4. 試用期間：採用された日から6月間
5. 就業場所：東京大学未来ビジョン研究センター（東京都文京区本郷7-3-1）
6. 所属：東京大学未来ビジョン研究センター AGS ユニット
7. 業務内容：東京大学のGX推進に関わる方針立案に関する補佐、GXにかかわるデータ収集と解析、学内の研究者や学生と連携するためのアレンジメント、企業財団等との連携推進、国内外の大学や団体との連携推進を担当する。会議（オンラインを含む）の企画や運営のサポート、種々の報告書・申請書作成に関する業務も担当することがある。
8. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額50万円～70万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで）
12. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格：
 - 1) 関連分野における修士の学位を取得しているか、同等の実務経験があること
 - 2) グリーントランスフォーメーションやサステナビリティにかかわる5年以上の実務経験があること。とくに、省エネ、GHG排出削減、環境対応技術、サステナビリティやGXの企業や社会に対する推進・啓蒙活動の経験を重視する
 - 3) 社会システム変革に向けた明確な課題意識を有し、それに取り組む意欲と能力があること
 - 4) 実務的经验に基づき、学術的知見を踏まえた広い視野をもって学術的な知見の社会実装に取り組む意欲があること
 - 5) 日本語ならびに英語による科学技術分野におけるコミュニケーションが可能であること
 - 6) 国際会議等で研究等の報告の経験があること
14. 提出書類：
 - 1) 履歴書（任意様式）
 - 2) 研究業績（論文（査読の有無を明記すること）、著書、会議プロシーディングス、その他の論文・報告文等）リスト
 - 3) 研究教育・実務業績の概要（A4、1ページ以内）
 - 4) 未来ビジョン研究センターで実施する活動計画（A4、1ページ以内）
 - 5) 貴方について意見を伺える方の連絡先（2名）

15. 提出方法 : 東京大学未来ビジョン研究センター 福士謙介
e-mail : isejima[at mark]ifi.u-tokyo.ac.jp 代理 : 伊勢島博美 宛
上記メールアドレスの[at mark]は@に置き換えてください。
件名を「特任研究員応募」とし、提出書類を添付のうえ、上記メールアドレスに送付すること。添付ファイルにはパスワードを付しパスワードは別送すること（郵送では提出しないこと）
16. 応募締切 : 令和4年10月21日（金）必着（適任者が見つかれば次第、募集を締め切ります）
書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17. 問い合わせ先 : 〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学未来ビジョン研究センター 伊勢島博美
e-mail : isejima[at mark]ifi.u-tokyo.ac.jp
上記メールアドレスの[at mark]は@に置き換えてください。
18. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学
19. 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20. その他 :
- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
 - ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
 - ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。